

令和4年度 第1回 宇都宮市食育推進会議

日時：令和5年2月24日（金）
午後2時30分～3時30分
場所：宇都宮市役所 14大会議室

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 会長・副会長選出

4 あいさつ

5 議事

(1) 第4次宇都宮市食育推進計画における重点事業の取組状況等について

..... 資料
..... 別紙

6 その他

- ・ おうちごはん健康提供事業＜令和4年度の取組＞

7 閉会

【参考資料】

- 第4次宇都宮市食育推進計画について 参考1
- 第4次宇都宮市食育推進計画【概要版】 参考2
- 宇都宮市食育推進会議条例 参考3
- 宇都宮市食育推進会議規則 参考4
- 附属機関等の会議の公開に関する要領 参考5

宇都宮市食育推進会議 委員名簿

《任期：令和4（2022）年4月1日～令和6（2024）年3月31日》

委員種別	No.	氏名	団体名	備考
第1号委員 (市議会議員)	1	遠藤 信一	宇都宮市議会	新任
	2	矢古宇 芳一	宇都宮市議会	新任
第2号委員 (学識経験者)	3	大森 玲子	宇都宮大学	
	4	菊池 克利	公益財団法人 栃木県農業振興公社	新任
第3号委員 (食育の関係団体を 代表する者)	5	遠藤 秀樹	一般社団法人 宇都宮市医師会	
	6	北條 雅人	一般社団法人 宇都宮市歯科医師会	
	7	手塚 浩子	栃木県保育協議会県中央地区保育研究会	
	8	石戸 奈緒美	宇都宮地区幼稚園連合会	新任
	9	石川 晴美	宇都宮市小学校長会	
	10	鈴木 桂子	栃木県学校栄養士会宇河支部	新任
	11	福田 治久	宇都宮市PTA連合会	
	12	増淵 祥子	宇都宮市食生活改善推進員協議会	
	13	塩澤 美枝子	宇都宮市消費者友の会	
	14	高橋 友久	栃木県調理師連合会	
	15	中野 智之	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部	
第4号委員 (前各号に掲げる者のほか、 市長が適当と認める者)	16	小関 裕之	宇都宮商工会議所	新任
	17	野澤 祐治	宇都宮農業協同組合	新任
	18	小曾戸 和子	宇都宮市農村生活研究グループ協議会	新任
	19	荒川 昭子	公募委員	
	20	坂本 理江子	公募委員	

第4次宇都宮市食育推進計画における 重点事業の取組状況等について

【趣旨】

第4次宇都宮市食育推進計画における重点事業について、令和4年度
の取組状況と、令和5年度の取組予定について報告するもの

令和5年2月24日
保健福祉部保健所健康増進課

1 計画の構成等

【基本理念】

すべての市民が生涯にわたり、自然に健康になれる食環境の中で、食に対する感謝と理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

【基本目標1】

食を通した市民一人ひとりの健康づくりを推進します

基本施策1

自然に健康になれる食環境づくりの推進

成果指標
2項目

事業数7
うち
重点事業3

基本施策2

健全な食生活に向けた環境づくりの推進

成果指標
3項目

事業数17
うち
重点事業3

基本施策3

栄養バランスのとれた食生活の推進

成果指標
3項目

事業数11
うち
重点事業3

【基本目標2】

食を通した豊かな心の醸成を図ります

基本施策4

多様な暮らしに対応する食育の推進

成果指標
1項目

事業数10
うち
重点事業3

基本施策5

食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進

成果指標
2項目

事業数11
うち
重点事業2

【基本目標3】

食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します

基本施策6

食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進

成果指標
1項目

事業8
うち
重点事業2

基本施策7

郷土料理や伝統料理等、優れた食文化の継承につながる食育の推進

成果指標
1項目

事業数6
うち
重点事業2

2 成果指標と重点事業の関係

成果指標

7つの基本施策の達成状況を把握するため、数値目標を掲げ、
計画最終年度（令和8年度）までの達成を目指すもの

※次期計画策定の前年度（令和7年度）に実施する市民意識調査において把握

重点事業

基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業を位置づけ

◆基本施策，成果指標，重点事業の例◆

基本施策1 自然に健康になれる食環境づくりの推進

成果指標	現状R2	目標値R8
日頃から減塩に取り組んでいる人の割合	34.4%	45.0%以上
1日に必要な野菜摂取量を食べている人の割合	64.4%	75.0%以上

【重点事業】

【新規】自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業

【新規】自然に健康になれる食の情報発信事業

【新規】おうちごはん健康提供事業

3 計画の進行管理

(1) 活動指標について

計画を進行管理するには、次期計画策定の前年度（R7）に実施する市民意識調査において把握する「成果指標」の着実な達成に向け、**毎年度、計画の取組状況を確認・評価していく必要がある**



行政が行う活動量として「**活動指標**」を設定し、その達成度を確認することにより、毎年度、計画の取組状況进行评估する

※活動指標は、計画に掲げる目標の着実な推進に向け、事業の取組状況を確認するため、「参加者数」や「実施回数」などを活動の目標値として設定するもの

3 計画の進行管理



(2) 重点事業の活動指標の達成度による計画の確認・評価

前(第3次)計画では、毎年度、全事業(83事業)に設定された活動指標の達成度をもって計画の取組状況を確認・評価し、次年度の取組に反映

評価の重点化

本(第4次)計画では、「成果指標」の着実な達成に向けた進行管理を行うため、成果指標に影響を与える重要な事業「重点事業」について、**毎年度、取組状況や活動指標の達成度状況を確認・評価し、次年度の取組に反映させる**

「行政評価」の仕組みの活用



重点事業以外の事業については、市が毎年実施する「行政評価」における達成度の状況等を踏まえ、**必要に応じ計画の評価に反映させる**

4 進行管理の体制

宇都宮市食育推進検討委員会

※設置根拠
宇都宮市食育推進検討委員会設置要領

【委員の構成】

- 委員長：保健福祉部次長（保健衛生担当）
- 副委員長：経済部次長（農政担当）
学校教育担当次長
- 委員：食育に関係する17名の課・室長等

計画の進行管理

【委員会の役割】

計画に掲げる目標の達成に向けて、事業の着実な取組を確認するため、毎年度ごとに重点事業の取組内容と活動指標の達成度について検討委員会で進行管理し、より円滑な事業の推進に向けて協議する。

連携・協力

宇都宮市食育推進会議

※設置根拠
宇都宮市食育推進会議条例

【委員の構成】

- ・市議会議員：2名
- ・学識経験者：2名
- ・関係団体：14名
- ・公募委員：2名
- ※ 委員長，副委員長は委員の互選による

食育の推進に関する重要事項や 施策の実施についての審議 計画の進捗状況を評価

【推進会議の役割】

計画の進捗状況を評価するとともに、関係団体等の連携強化を図りながら、市全体として食育の運動を推進する。

5 重点事業の取組状況等

令和4年度の取組状況及び令和5年度の取組予定について報告するもの
⇒ 詳細別紙

6 今後のスケジュール

令和5年4月～ 7月以降	令和4年度事業実績をとりまとめ 食育推進会議開催 ・事業の達成度を基に計画の取組を確認・評価
-----------------	--

基本目標 1 食を通じた市民一人ひとりの健康づくりを推進します

基本施策 1 自然に健康になれる食環境づくりの推進

成果指標	現状値 (R2)	最終年度目標値 (R8)
日頃から減塩に取り組んでいる人の割合	34.4%	45.0%以上
1日に必要な野菜摂取量を食べている人の割合	64.4%	75.0%以上



事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度の取組状況	令和5年度 目標値	令和5年度の取組予定	令和8年度 目標値
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)				
【新規】	自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業	健康関心度に関わらず、誰もが健康に配慮された食事を選択できる食環境づくりに向けて、市内のスーパーマーケット等に協力店舗を募集し、協力が得られた店舗において減塩、野菜摂取促進の取組を実施します。	登録店舗数 (店舗)	—	60	62	登録店舗において主体的に普及啓発に取り組んでもらえるよう、本市のキャラクター「ミヤリー」を活用した野菜(ベジ)増しポップやレシビ集等啓発資材を制作し、店舗に提供するとともに、新規の協力店舗の登録に向け、申請方法等の改善を図った。	65	登録店舗において、年間を通じて「野菜増し」の普及啓発に取り組んでもらえるよう、啓発資材(野菜(ベジ)増しポップ、野菜(ベジ)増しソング等)を提供するとともに、新規の協力店舗の登録に向け、積極的 に勧奨を行う。	80
【新規】	自然に健康になれる食の情報発信事業	健康関心度に関わらず、誰もが健康に配慮された食事を選択できる食環境づくりに向けて、食に関する情報を広く周知するため、協力店舗においてPOP掲示のほかSNSを活用した動画配信などを行います。また、食品の製造事業者等への減塩や野菜摂取促進に関する情報提供を行います。	民間事業者によるPR資材の掲出協力件数 (件)	—	40	48	・スーパーマーケット等(48店舗)の野菜売り場において野菜摂取促進のPOPを掲示 ・野菜摂取促進に向けた15秒程度の動画を市内バス停や地区市民センター設置のモニター等(17か所)で配信 ・食品の食塩使用量削減に向けた食品製造業者(約300社)に対する情報提供	50	市民が生活のあらゆる場で、望ましい食生活に関する情報に繰り返し触れることができるよう、親しみやすい啓発資材を作成し、スーパーマーケット等の民間事業者との連携により情報提供の場の拡充を図る。	80
【新規】	おうちごはん健康提供事業	健康関心度に関わらず、誰もが健康に配慮された食事を選択できる食環境づくりに向けて、スーパーマーケット等と連携し、市民が健康に配慮された食品を選択できる機会を増やします。	スーパーマーケット等と連携して実施した新規取組数の累積 (件)	—	1	1	宇都宮大学・株式会社たいらやと連携し、「自然に健康になれる(減塩・野菜増し)」がコンセプトの弁当(3種類)を共同開発、スーパーたいらや県内全店舗(27店舗)にて期間限定で販売を行った。	2	市民が健康に配慮された食品を選択できるよう、スーパーマーケット等との連携により、食品開発や野菜摂取促進につながる売り場づくり等に取り組む。	5

基本施策2 健全な食生活に向けた環境づくりの推進

成果指標	現状値 (R2)	最終年度目標値 (R8)
朝ごはんを毎日食べる子ども(小学6年生)の割合	89.4%	100.0%
朝ごはんを毎日食べる人(20・30歳代)の割合	63.9%	85.0%以上
食事をゆっくりとよく噛んで食べる人の割合	41.0%	55.0%以上



事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度の取組状況	令和5年度 目標値	令和5年度の取組予定	令和8年度 目標値
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)				
	児童・生徒に対する食に関する指導	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、給食を教材として活用しながら、給食の時間を中心として教科等において食に関する指導を行います。	学校栄養士が食に関する授業に参画(資料提供等)した学校数(校)	87	94	94	全小・中学校において、学校栄養士が家庭科や学級活動などの時間に、「お弁当の日」の事前指導や食事マナーなどについて、チームティーチングによる授業を行ったほか、授業に活用する資料の提供などにより、食に関する指導を行った。	94	全小・中学校において、家庭科や学級活動などの時間で、食事の重要性や栄養バランス、食事マナーなどについて、学校栄養士がチームティーチングにより授業を行うほか、担任へ資料を提供するなど、授業に参画し、食に関する指導を行う。	94
【拡充】	「新たな日常」に対応した食育出前講座	「新たな日常」においても市民の健全な食習慣づくりを支援するため、食に関するオンライン等の出前講座等を実施します。	実施回数(回)	20	22	24	市民の食生活の課題である「減塩・野菜摂取促進」について、講座内容の充実を図った。受講希望に応じて、受講者が気軽に受けられるよう、対面式に加えオンライン方式も積極的にPRし、受講しやすい体制を整えた。	24	若い世代や働く世代も受講しやすいオンラインによる講座を実施するとともに、市民の食育の課題である減塩・野菜摂取促進に向け、講座内容の充実を図る。	30
【拡充】	職場における健全な食生活推進事業	働く世代の健全な食生活を推進するため、地域・職域連携推進協議会により、企業の従業員に対し、健全な食環境づくりについての普及啓発を行います。	該当ページアクセス数(件)	—	—	—	事業所等が食を通じた従業員の健康づくりに取り組めるよう、地域・職域連携推進協議会が運営する「職場における健康づくり応援サイト」において、食生活の改善を促す情報提供専用ページを3月に開設する。	360	「職場における健康づくり応援サイト」において、働く世代の食生活の課題に応じた情報提供の充実を図るとともに、より多くの事業所がサイトにアクセスし、情報を活用できるよう、協議会構成団体等を通じて、周知を図る。	720

基本施策3 栄養バランスのとれた食生活の推進

成果指標	現状値 (R2)	最終年度目標値 (R8)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている働く世代(20・30歳代)の割合	42.2%	60.0%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている働く世代(40・50歳代)の割合	48.0%	65.0%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている高齢者(60歳以上)の割合	65.0%	80.0%以上



事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度の取組状況	令和5年度	令和5年度の取組予定	令和8年度
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)		目標値		目標値
【拡充】	3歳児健康診査における栄養指導	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症を予防するため、3歳児健康診査の会場において、3歳児やその保護者を対象に肥満や食生活に関する講話を実施します。	3歳児健診実施回数(回)	112	112	112	3歳児健康診査において、児童や保護者を対象に、学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症を予防するため、肥満や食生活に関する講話を実施した。	112	目標とする3歳児健診の開催回数を維持するとともに、全ての会場で肥満や食生活に関する講話を実施し、幼少期からの望ましい食習慣の定着を図る。	112
【拡充】	健康づくり栄養教室	働く世代や高齢者の健全な食生活の推進のため、ライフステージに合わせた食生活の見直しに向けた、管理栄養士の講話やグループワーク、調理実習などを実施します。	参加人数(人)	300	310	385	運動教室参加者に対し、参加者の食生活の見直しに向けた講話やグループワークを実施。また青壮年期に向け、減塩や脂質を抑えたレシピの調理実習を実施した。今年度は新たに、集団健診の受診後の時間を活用し、栄養士のミニ講話を試行的に実施し、食生活の見直しが図れるよう取り組んだ。	400	栄養士の講話やグループワーク、調理実習を含めた教室を開催するとともに、集団検診など市民が集まる機会を捉え、栄養士のミニ講話を積極的に開催し、市民が食生活を見直す機会の充実を図る。	450
	介護予防教室における栄養改善普及啓発事業	65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、介護予防のための運動、栄養、口腔、認知症予防等について学ぶ教室を実施します。	参加実人数(人)	647	675	600	介護予防教室の開催を民間事業者に委託し、管理栄養士による低栄養・認知症予防のための食生活に関する講話を着実に実施した。	675	介護予防教室の中に栄養に関する内容を着実に取り入れることにより、高齢者自らの日々の食生活について振り返りを促すとともに、低栄養・認知症予防のための食生活について理解促進を図る。	675

基本目標2 食を通じた豊かな心の醸成を図ります

基本施策4 多様な暮らしに対応する食育の推進

成果指標	現状値 (R2)	最終年度目標値 (R8)
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	6.0日	7.0日



事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度 の取組状況	令和5年度 目標値	令和5年度 の取組予定	令和8年度 目標値
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)				
【拡充】	ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女がともに仕事や家庭生活などにバランス良く参画できるよう、生活の調和に向けた普及啓発を行います。	食に関する講座開催数(回)	1	1	—	令和4年度は、男性の育児休業取得促進事業の一環として実施する親子向け講座の中で、料理教室の実施について検討したが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施が困難であると判断し、片付け教室等を実施した。	1	「男性の育児休業取得促進事業」において、親子向け料理教室の開催に向け、受講者が生活の中で実践できるよう、検討する。	1
【拡充】	子どもの居場所づくりの支援	全ての子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができ、自主的な活動や交流の機会が得られる場を提供するため、無料や安価で食事を提供するだけでなく、コミュニケーションの場としての役割も担う「子ども食堂」などの地域や団体等が主体となって設置する「子どもの居場所」の設置・運営を支援します。	子どもの居場所の開設数(か所)	21	26	26	地域の育成会等の集まりにて居場所の設置を促進するための出前講座を実施。また委託事業者により「宮っこの居場所支援業務」を委託し、子どもの居場所の開設を促すための「開設準備講座」を年2回実施。財政支援については、申請のあった居場所に子どもの居場所づくり事業基本補助金を交付。さらに、市民や企業の方から頂いた寄付金について、宮っこの居場所応援連絡会議を通じて適切に分配を実施した。	31	子どもの居場所の新規開設に向け、引き続き、開設準備講座、財政的支援等を実施する。	46
【拡充】	親と子どもの居場所づくり事業	家庭の世帯収入の状況とは関係なく、物や教育、経験、人とのつながりなどに恵まれていない「関係性の貧困」を未然に防ぐため、親の子育ての負担を軽減するとともに、子どもの前向きな気持ちや生きる力を育む「親と子どもの居場所」を開設し、個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供します。 【親】食の提供を通じた子育て負担の軽減 【子】食事の準備や片付け、一緒に食事することなどの体験・経験機会の提供	親と子どもの居場所の開設数(か所)	2	5	5	4月より2か所の居場所の本格実施に加え、9月からは新たに3か所の居場所を新設し、市内に計5か所居場所を設置。各居場所にて、食事の準備や片付けなどの体験・経験の機会の提供を通して、利用者の個々の状況に応じた包括的な支援を実施した。	5	利用者の個々の状況に応じた包括的な支援の場を提供し、親の子育ての負担の軽減及び子どもの前向きな気持ちや生きる力の育成に努める。	5

基本施策5 食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進

成果指標		現状値 (R2)	最終年度目標値 (R8)	
食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合		91.3%	100.0%	
地場農産物を購入意向を持って手に入れている人の割合		78.6%	85.0%	



事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度の取組状況	令和5年度	令和5年度の取組予定	令和8年度
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)		目標値		目標値
	食品ロス削減推進事業	食品ロスの削減を図るため、様々な機会や場、媒体を活用した市民・事業者の意識醸成・行動変革に向けた周知啓発や、フードドライブの実施など分野を越えた事業者・関係団体との連携による取組を推進します。	市が実施したフードドライブの参加者数(人)	298	400	810	本庁舎におけるフードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブの実施に加え、新たに庁内関係課と連携した取組を開始した。また、分別講習会や市ホームページ等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発に取り組んだ。	400	本庁舎におけるフードドライブの通年受付、庁内関係課・事業者と連携したフードドライブを実施するとともに、目標を達成するために様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発に取り組む。	※ 400
【新規】	野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進	地産地消を推進するため、地産地消推進店の認定を行うとともに、様々な機会を捉えた市民への周知啓発や市産農産物の消費拡大に向けたキャンペーンなど、自然に健康になるための野菜摂取促進の取組と連携し実施します。	うつのみや地産地消推進店の店舗数(店)	166	170	173	ホームページや「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーンやフェアなどを通じて募集、新規勧誘を実施した。	176	ホームページや「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーンやフェアなどを通じて募集、新規勧誘を実施するするとともに、野菜摂取促進の啓発資料の提供などを行っていく。	194

※一般廃棄物処理基本計画改定時 (R7) に改めて設定する

基本目標3 食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します

基本施策6 食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進

成果指標	現状値 (R2)	最終年度目標値 (R8)
食品の安全性に不安を感じている人の割合	65.9%	50.0%以下



事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度の取組状況	令和5年度	令和5年度の取組予定	令和8年度
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)		目標値		目標値
【拡充】	「新たな日常」に対応した食に関する正しい知識の普及促進	「新たな日常」においても、市民自らの判断で安全な食品を選択できる環境づくりに向けて、生活に身近な食中毒予防や食品表示、食品添加物などをテーマとした出前講座や食品安全ゼミナール等をオンラインや動画配信等を活用して実施します。	実施回数 (回)	12	21	18	食品衛生や食中毒予防について、市内の食品事業者や市民に対して講習会を実施したほか、市内の中学校や高校で食品安全ゼミナールを開催した。さらに、給食施設の従事者向けにYouTubeで食品衛生に関する動画を配信し、食に関する正しい知識の普及促進を図った。	21	食の安全に関する知識の普及啓発を目的とした出前講座等を開催する中で、「新たな日常」に対応できるよう、ICTを活用した講座の実施について広く市民に周知を図る。	※ 21
【拡充】	食の安全確保に向けた食品関係施設への監視指導	製造・加工・販売段階における食の安全性を確保するため、HACCPが制度化されたことを踏まえ、食品関係施設に対し、計画的かつ効果的なHACCP監視指導を実施します。	監視件数 (件)	3,397	3,300	3,300	食品関係施設への監視時に「HACCP取組具合点検票」を活用し、衛生管理計画の有無やその実施状況の記録保存の有無などの取組状況を確認・指導し、HACCPの定着推進を図った。	3,300	「HACCP取組具合点検票」を活用しながら、計画的なHACCP監視指導を実施し、食品関係施設のHACCPの定着推進を図る。	3,300

※第4次食品安全推進計画策定時 (R5) に改めて設定する

基本施策7 郷土料理や伝統料理等、優れた食文化の継承につながる食育の推進

成果指標	現状値 (R2)	➔	最終年度目標値 (R8)
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を地域や次世代に伝えている人の割合	20.9%		50.0%以上

事業方向性	事業名	事業の概要	活動指標	基準値 (基準年度) R3年度実績 等	令和4年度		令和4年度の取組状況	令和5年度 目標値	令和5年度の取組予定	令和8年度 目標値
					目標値	実績値 (R5.3月末 見込)				
【拡充】	小・中学校における食文化の学習の推進	児童生徒が自分たちの住む地域の食文化に対する理解を深め、郷土への愛情を育むため、給食や「宇都宮学」等において食文化の指導を行い、理解促進を図ります。	行事食や郷土料理について関心を高める工夫をした学校数(校)	94	94	94	全小・中学校において、給食で行事食や郷土料理を提供するとともに、給食の時間に校内放送等でその料理の特徴や由来について紹介したほか、行事食や郷土料理について教室等に掲示する資料の提供や食育だよりによる家庭への啓発を行った。	94	全小・中学校において、給食で行事食や郷土料理を提供するとともに、給食の時間等にその料理の特徴や由来について紹介するほか、社会科や家庭科などの授業において、「宇都宮の農作物」や「地域の食文化」など、宇都宮学と関連させた食文化の学習に取り組む。	94
【新規】	伝統料理講座の実施	食文化への関心や理解を深め、伝統料理や郷土料理を次世代へ継承するため、年代に応じた調理実習などを実施し、伝統料理のよさを再認識できる場を提供する。	実施回数(回)	4	4	4	お盆を迎えるために作る料理講座(炭酸まんじゅう・ぼたもち等)、お月見に関わる伝統料理講座(団子・けんちん汁等)、秋の収穫物を使った伝統料理講座(耳うどん等)、魚を使った伝統料理講座(しもつかれ、ワカサギの甘露煮等)を実施した。	4	伝統料理講座を実施し、調理方法だけでなく、伝統料理に係る行事も学ぶことで、郷土食の理解を深める。	4

第4次宇都宮市食育推進計画について

1 策定の目的

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性の育成を通じて、本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、その原動力となる「人づくり」を推進するとともに、自然に健康になれる食環境づくりや、「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応するため、令和3年度で計画期間が終了する現行の計画を改定し、新たに計画を策定した。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

- ・ 「食育基本法」第18条に基づき、国及び県の計画と整合を図りながら策定する市町村計画
- ・ 「第6次宇都宮市総合計画」に基づき、食育の実践の推進を図るための個別計画
- ・ SDGsの達成に貢献するもの

(2) 関連する計画との連携

本市の健康づくり推進計画である「健康うつのみや21」との連携を図る。

(3) SDGs目標達成への貢献

本計画を着実に推進することにより、SDGsの目標達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

4 策定経過

令和3年 8月～ 宇都宮市食育推進会議（計3回開催）
 令和4年 1月 パブリックコメントの実施
 3月 計画策定

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「第4次宇都宮市食育推進計画」【概要版】・・・別紙1

(2) 特徴

ア 自然に健康になれる食環境づくりの推進

基本目標の第一に食を通じた健康づくりを掲げる中で栄養を取り上げ、特に減塩や野菜摂取の促進について、食品の製造・販売事業者等と連携して、健康づくりに関心がない市民においても自然に（無意識に）健康に配慮された食が選択される環境づくりに取り組む。

イ 「新たな日常」とそれに対応するデジタル技術を活用した食育の推進

「新たな日常」とそれに対応する食育を推進するため、ICTを活用した非対面・非接触型の取組を対象事業に取り入れ、その結果や効果の検証・評価を行うなど、デジタル技術の活用を図る。

- ・ 食の情報提供における動画配信
- ・ 食育フェアなどのイベントでのリアルタイム配信
- ・ オンライン出前講座や講習会の開催

「新たな日常」とは、3密（密接、密閉、密集）回避、マスク着用などの基本的な感染防止対策に加え、オンライン、テレワークなどのデジタル技術の活用を図りながら、必要な社会経済活動を行っていく日常である。

ウ ライフステージに応じた取組の推進

生涯を通じて食育を総合的に推進するため、食に関する課題が異なる世代ごとに6つのライフステージに分け、世代ごとに特徴的な取組・コンテンツを対象事業に取り入れ、事業の結果や効果の検証・評価を行いながら、世代間の重点化・焦点化を図るとともに、生涯を通じた望ましい食習慣の維持と健康の増進を促進する。

【乳幼児期】	望ましい食習慣や生活リズムの基礎を築く時期 ⇒ 乳幼児と保護者を対象とした朝食の摂取や早寝早起きなどの基本的な生活習慣の形成、食べることの楽しさを育むための講座や調理実習などの取組を実施
【小学校期】	食の大切さを学び、望ましい食習慣や生活リズムを定着させる時期 ⇒ 食物の生産や食文化への関心を促すとともに、栄養摂取の必要性を理解し、「毎食」食べることを定着させるための学習や体験活動などの取組を実施
【中学・高校期】	望ましい食習慣や生活リズムを自己管理して維持する時期 ⇒ 栄養バランスの重要性を理解し自ら健康を意識して「毎食」食べることを実践させるとともに、食品の製造・流通や伝統料理等への関心を深めるための学習や体験活動などの取組を実施
【青年期】 (18歳～39歳)	食を楽しみながら、健全な食生活を送り、体力の維持・向上に努める時期 ⇒ 食を通じたコミュニケーションを促進するとともに、食塩や野菜摂取の目標量などを含め、自分や家族に合った食事量を理解し欠食せずしっかり食べることを実践させるための講座やグループワーク、調理実習などの取組を実施
【壮年期】 (40歳～64歳)	食を楽しみながら、健全な食生活を送り、健康の維持・増進に努める時期 ⇒ 働く世代を対象とした減塩や野菜摂取促進など生活習慣病を予防するための栄養指導や講座、グループワーク、調理実習などの取組を実施
【高齢期】 (65歳以上)	食を楽しみながら、個々の状態に応じて生活の質の維持・向上を図るとともに、食の知恵を次代に伝える時期 ⇒ 高齢者のフレイル予防に向けた低栄養予防や筋力維持のための教室や食文化を継承するための調理実習などの取組を実施

第 4 次宇都宮市食育推進計画 概要版

第 1 章 計画の策定について

■ 計画策定の趣旨

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性の育成を通じて、本市が目指す「スマートシティ」の実現に向け、その原動力となる「人づくり」を推進するとともに、自然に健康になれる食環境づくりや、「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応するため、新たに計画を策定する。

■ 計画の位置づけ

- 「食育基本法」第 18 条に基づき、国及び県の計画と整合を図りながら策定する市町村計画
- 「第 6 次宇都宮市総合計画」に基づき、食育の実践の推進を図るための個別計画
- SDGs の達成に貢献するもの

■ 計画の期間 令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間

■ 国・県の動向

◆ 国の食育推進基本計画（令和 3 年 3 月）の重点事項（抄）

- 子供の基本的な生活習慣の形成
- 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 食と環境の調和（食品ロス削減等）
- 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化
- 新しい広がりやを創出するデジタル化に対応した食育推進

※ SDGs の観点から相互に連携して総合的に推進

◆ 県の食育推進計画（令和 3 年 3 月）の基本目標（抄）

- 学校、保育所等における家庭・地域と連携した食育の充実
- 食料生産・流通等に関わる人々の活動への理解促進
- 食べ物を大切に作る心の醸成
- 正しい食生活に向けた環境整備
- ライフステージに応じた栄養摂取の推進
- 食の安全性に関する信頼の確保

■ 第 3 次計画の評価と課題

◆ 平成 29 年度から令和元年度までは、8 つの基本施策全てにおいて、順調若しくは概ね順調に実施できたが、その結果においては、健全な食生活や栄養バランス、共食などで目標に達しない状況が見受けられる。

⇒ 計画に掲げた目標を達成するため、構成事業の重点化・焦点化を図り、より効果的に事業を実施することが必要

◆ 令和 2 年度においては、「家庭における食育の推進」と「食文化の継承」の 2 つの基本施策において、新型コロナウイルス感染症の影響で個別相談や講座などが実施できなかった。

⇒ 「新たな日常」の中で非対面・非接触型の事業が重要であり、ICT やデジタル技術の活用が必要

◆ 食育の推進に当たっては、「生涯にわたる栄養バランスのとれた食生活の維持」を基本としつつ、今後は、食の循環や環境への理解促進のため、「地場農産物の活用や食品の廃棄」へ意識を向けてもらうことが、更に重要になっている。

⇒ ライフステージに応じた取組を推進するとともに、持続可能な食の循環を図るため、市民一人ひとりの行動変容につながる取組を実施していくことが必要

第 2 章 食育の現状と課題

1 食育をめぐる本市の状況

◆ 本市の状況

(1) 少子・超高齢社会の進行 (人)

区分	H 2 8	R 2	増減
6 5 歳以上	121, 282	131, 098	9, 816
6 4 歳以下	322, 259	315, 407	▲6, 852
1 5 歳以下	77, 541	73, 891	▲3, 650
総人口	521, 082	520, 396	▲686

(2) 単身世帯の増加（国勢調査結果より） (世帯)

区分	H 2 7	R 2	増減
単身世帯	73, 337	89, 232	15, 895

- ⇒ 1 5 歳以下人口の減少や老年人口（6 5 歳以上）の増加など、少子・超高齢社会が進行するとともに、単身世帯や共働き世帯が増加している。
- ⇒ 単身世帯や共働き世帯は、孤食の機会や、中食・外食の利用が多くなる傾向があることから、これらの世帯の増加は中食を利用している人の割合の増加との関係性が強い。
- ⇒ 中食・外食、フードデリバリーサービスの利用者の増加は、食品の製造・販売の拡大につながり、食べ残しやまだ食べられる食品の売れ残りなど食品ロスの発生につながりやすい傾向にある。

(3) 共働き世帯の増加 (世帯)

区分	H 2 8	R 元	増減
共働き世帯(※)	1, 129 万	1, 245 万	116 万

※ 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」より

(4) 中食を利用している人の増加 (割合)

区分	H 2 8	R 2	増減
中食を利用している人(※)	81.0%	84.9%	3.9%

※ 宇都宮市「食育に関する意識調査報告書」より

2 意識調査の結果から見る食育の現状と課題

◆ 意識調査結果等

区分	H 2 8	R 2	R 2 国(※3)
日頃から塩分を減らすための取組をしている人	30.3%(※1)	34.4% ☺	—
1 日に必要な野菜摂取量を食べている人	62.0%(※1)	64.4%	—
朝食を毎日食べる子ども（小学 6 年生）	95.2%(※2)	89.4%	—
朝食を毎日食べる若い世代（20・30 歳代）	69.8%	63.9%	68.3%
ゆっくりとよく噛んで食べる人	31.1%	41.0% ☺	47.3%
主食・主菜・副菜を 1 日 2 回以上そろえて食べる人（20・30 歳代）	44.2%	42.2%	27.4%
主食・主菜・副菜を 1 日 2 回以上そろえて食べる人（40・50 歳代）	49.8%	48.0%	—
主食・主菜・副菜を 1 日 2 回以上そろえて食べる人（60 歳以上）	64.3%	65.0% ☺	—
朝食または夕食を家族と一緒に食べる 1 週間あたりの日数	週 5.8 日	週 6.0 日 ☺	—
地域や所属コミュニティでの食事会の機会があれば参加したいと思う人	30.6%	23.5%	30.8%
食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人	92.4%	91.3%	—
地場農産物を購入意向を持って手に入れている人	76.8%	78.6% ☺	—
食品の安全性に不安を感じている人	71.8%	65.9% ☺	—
伝統的な料理や作法等を地域や次世代に伝えている人	31.4%	20.9%	50.4%

※1：H29 市民健康等意識調査（健康うつのみや 21）、 ※2：H28 学習内容定着度調査・学習と生活についてのアンケート

※3：R2 食育に関する意識調査（農林水産省） ※☺：H28 の値と比較して上昇した値

※ 令和元年度食育フェア開催時の来場者アンケートでは、今後新たに取組もうと思うことについて、「郷土料理や伝統料理を食べる・作る」、「宇都宮産の農産物を積極的に選択する」との回答が多かった。

◆ 課題

- 他の世代と比べ 20 歳代、30 歳代は朝食を毎日食べる人や主食・主菜・副菜をそろえて栄養バランスよく食べる人の割合が低い傾向にある。なお、この年齢層はよく噛んで食べる人も、低調である。
 - ⇒ 規則正しく、栄養バランスのとれた食生活の促進などについて、これらの世代にも興味を持ってもらい、子どもから高齢者まで生涯にわたって食を通じた市民一人ひとりの健康づくりが必要
- 地域や所属コミュニティでの食事に参加したい人の割合が国調査の割合と比べて低いことや、地場農産物を選択する人、食品の廃棄に関心を持つ人の割合が伸び悩んでいる。
 - ⇒ 多様な暮らしの中でも共食の促進や、地産地消の推進、食品ロスの抑制につながる取組を充実していくことが必要
- 食品の安全性に不安を感じている人の割合は減少したものの、安全性の確保は食に関する公衆衛生の上で基本であり、目標に達しない状況である。また、郷土料理や伝統料理を継承する人の割合の減少が続いている。
 - ⇒ 食品の安全性に関する基礎的な知識や、郷土料理・伝統料理に関する文化の情報の発信が必要

第2章 食育の現状と課題

3 課題の総括

● 子どもから高齢者まで、生涯にわたって

① 食を通じた健康づくりを实践するためには、子どもの頃から規則正しい食生活の習慣を身につけ、栄養バランスのとれた食べ物を摂取することが重要であり、国が推進する「**自然に健康になれる食環境づくり**」や、心身の健康を支える食生活の促進など、市民が一人ひとりの健康を目指す環境づくりの必要がある。

「自然に健康になれる食環境」とは、健康づくりに関心がない市民においても、自然に（無意識に）健康に配慮された食が選択される環境である。

② 食の大切さ、楽しさ、文化を理解し、食や生活を楽しめる、豊かな心を育むためには、**食に対する意義や重要性に理解や関心を持ち、豊かな食や生活を楽しむ感謝の心を持つ**ことが重要であり、多様な暮らしに対応した共食や、食べ物を大切に作る心、産地や生産者を意識した食材選び、食品ロスを発生させない行動の啓発への取組が必要である。

③ 質が高く豊かな日本の食文化の継承のためには、**食品の安全性に関する基礎的な知識を理解**し、それを踏まえて自ら判断することや、郷土料理や伝統料理について興味をもち、**食文化への理解**を深めることが重要であり、食品の選び方や適切な調理・保管方法の啓発や、郷土料理や伝統料理を体験できる機会が必要である。

◀横断的な視点▶

◆ 感染症の流行下において「食育」の推進を図るためには、非対面・非接触型の事業を取り入れることが重要であり、積極的にICTを活用し、「**新たな日常**」とそれに対応する**デジタル技術を活用した食育**を推進する必要がある。

「新たな日常」とは、3密（密接、密閉、密集）回避、マスク着用などの基本的な感染防止対策に加え、オンライン、テレワークなどのデジタル技術の活用を図りながら、必要な社会経済活動を行っていく日常である。

◆ 子どもから高齢者まで、生涯を通じた「食育」を推進するためには、それぞれの世代にあった食習慣を身につけることが重要であり、**ライフステージに応じた事業手法や内容の工夫**をすることが必要である。

◀SDGsの観点▶

◆ 食育を推進することは、市民の健康な心身と豊かな人間性の育成だけでなく、SDGsの実現という観点からも取組を一層進める必要があり、**SDGsの観点**から相互に連携して総合的に推進する。

第3章 計画の基本方針 ・ 第4章 施策・事業の展開

【基本理念】 **すべての市民が生涯にわたり、自然に健康になれる食環境の中で、食に対する感謝と理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。**

子どもから高齢者まで全世代の市民に対し、生涯を通じて、それぞれの世代に応じた取組を推進し、食品の製造・販売事業者等と連携して自然に健康になれる食環境づくりを推進する中で、食やそれに関わる人々への感謝と健全な食生活や食文化への理解を深めることで、市民の心身の健康と豊かな人間性を育むことを基本理念とします。

◀基本目標▶ 3つの基本目標を掲げ、その達成に向け、構成事業について重点化・焦点化

【新】：新規計上事業、【拡】：拡充事業、◎：重点事業

基本目標	基本施策	成果指標	現状 R2	目標値 R8	主な事業	重	D	L
基本目標 1 食を通じた市民一人ひとりの健康づくりを推進します	自然に健康になれる食環境づくりの推進	日頃から減塩に取り組んでいる人の割合	34.4%	45.0%以上	1 【新】自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業（減塩や野菜摂取促進に取り組む協力店舗の募集・登録）	◎		
		1日に必要な野菜摂取量を食べている人の割合	64.4%	75.0%以上	2 【新】自然に健康になれる食の情報発信事業（市民や食品の製造・販売事業者等への減塩や野菜摂取に関する情報提供）	◎	○	○
	健全な食生活に向けた環境づくりの推進	朝ごはんを毎日食べる小学6年生の割合	89.4%	100.0%	3 【新】おうちごはん健康提供事業（スーパーマーケットや大学等との連携による健康的な中食の開発）	◎		
		朝ごはんを毎日食べる20・30代の割合	63.9%	85.0%以上	4 食育フェアの実施（食育を啓発するイベントの開催や動画配信）		○	
		食事をゆっくりとよく噛んで食べる人	41.0%	55.0%以上	5 児童・生徒に対する食に関する指導（給食や教科等における食に関する正しい知識や食習慣の指導）	◎	○	
	栄養バランスのとれた食生活の推進	主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる	20・30代の割合	42.2%	60.0%以上	6 【拡】「新たな日常」に対応した食育出前講座（オンラインを活用した食育に関する講座の実施）	◎	○
40・50代の割合			48.0%	65.0%以上	7 食育教室（調理・体験を通して食育を学ぶ教室の実施）			○
60歳以上の割合			65.0%	80.0%以上	8 【拡】職場における健全な食生活推進事業（地域・職域連携推進協議会による普及啓発）	◎	○	
				9 歯の健康教室（小学3年生へ歯・口腔の健康づくり講話やブラッシング指導）				
			10 【拡】3歳児健康診査における栄養指導（3歳児や保護者への肥満や食生活に関する講話の実施）	◎				
			11 【拡】健康づくり栄養教室（働く世代や高齢者への食生活改善の講話・調理の実施）	◎		○		
			12 給食施設指導事業（適正な栄養管理に関する指導・情報提供）					
			13 食の自立支援事業（ひとり暮らし高齢者等への低栄養予防のための配食サービス）					
			14 介護予防教室における栄養改善普及啓発事業（高齢者の低栄養予防や筋力保持のための教室の実施）	◎		○		

基本目標	基本施策	成果指標	現状 R2	目標値 R8	主な事業	重	D	L
基本目標 2 食を通じた豊かな心の醸成を図ります	多様な暮らしに対応する食育の推進	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	6.0日	7.0日	15 【拡】ワーク・ライフ・バランス推進事業（家族との共食を促進する講座等の実施）	◎		
					16 うつのみや版親学の推進事業（食育の情報提供による家庭における取組の支援）			
					17 【拡】青少年の居場所や子ども食堂への支援（居場所の拡充を図るための開設・運営経費や相談支援の実施）	◎		
					18 親と子どもの居場所づくり事業（食事の準備・片付けを通じた共食機会の提供）	◎		
					19 ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業（ひとり暮らし高齢者への共食機会の提供）			
	食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進	食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	91.3%	100.0%	20 食品ロス削減推進事業（食品ロス削減への意識醸成・行動変革の周知啓発やフードドライブの実施）	◎		○
21 「もったいない残しま10(てん!)」運動の実施（食材の使い切り、食べ切りを呼び掛ける運動の普及啓発）								
地場農産物を購入意向を持って手に入れている人の割合		78.6%	85.0%以上	22 【新】野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進（地産地消推進店の認定や野菜摂取促進協力店舗におけるキャンペーンの実施等）	◎			
				23 小中学校における地産地消の取組の推進（食料生産、流通等に携わる人の活動に対する児童・生徒の理解促進）			○	
					24 宇都宮産米消費拡大事業（1歳6ヶ月健診や小中学校入学時の宇都宮産米の配布）			

基本目標	基本施策	成果指標	現状 R2	目標値 R8	主な事業	重	D	L
基本目標 3 食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します	食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進	食品の安全性に不安を感じている人の割合	65.9%	50.0%以下	25 【拡】「新たな日常」に対応した食に関する正しい知識の普及促進（ICTを活用した食中毒予防・食品表示などの知識の提供）	◎	○	○
					26 市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業（食の安全に関する意見交換会等の開催）		○	
					27 【拡】食の安全確保に向けた食品関係施設への監視指導（HACCP監視指導の実施）	◎		
	郷土料理や伝統料理等、優れた食文化の継承につながる食育の推進	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人のうち、それらの伝統を地域や次世代に伝えている人の割合	20.9%	50.0%以上	28 食品安全ウォッチャーによる市民参加型の食品表示調査（市民の食品表示に関する理解促進）			
					29 【拡】小中学校における食文化の学習の推進（給食の時間や「宇都宮学」等における理解促進）	◎	○	
					30 教育保育施設等における食文化の継承のための周知啓発（給食献立や保育活動で伝統料理等を紹介）			
			31 【新】伝統料理講習会の実施（年代に応じた調理実習、伝統料理の再発見の事業化）	◎	○	○		
			32 伝統文化フェスティバルにおける伝統食の周知啓発（イベントを通じた伝統食の紹介や体験教室実施）					

D：「新たな日常」に対応、L：ライフステージに応じた取組

◀横断的な視点▶ 基本目標を達成するため、横断的な視点を取り入れた事業を推進

視点	事業実施上の取組方針	対象事業
◆「新たな日常」とそれに対応するデジタル技術を活用した食育の推進	「新たな日常」とそれに対応する食育を推進するため、ICTを活用した非対面・非接触型の取組を対象事業に取り入れ、その結果や効果の検証・評価を行うなど、デジタル技術の活用を図る。 【食の情報提供における動画配信】、【食育フェアなどのイベントでのリアルタイム配信】、【オンライン出前講座や講習会の開催】	2, 4, 5, 6, 8, 23, 25, 26, 29, 31
◆ライフステージに応じた取組の推進	生涯を通じて食育を総合的に推進するため、食に関する課題が異なる世代ごとに6つのライフステージに分け、対象事業において世代ごとに特徴的な取組・コンテンツを取り入れ、事業の結果や効果の検証・評価を行いながら、世代間の重点化・焦点化を図るとともに、生涯を通じた望ましい食習慣の維持と健康の増進を促進する。 【乳幼児期】食習慣等の基礎を築く 【中高校期】食習慣等を維持する 【壮年期】食を楽しみ、健康の維持・増進に努める 【小学校期】食習慣等を定着させる 【青年期】食を楽しみ、体力の維持・向上に努める 【高齢期】食を楽しみ、個々に応じた生活の質を維持・向上し、知恵を次代に伝える	2, 6, 7, 11, 14, 20, 25, 31

□は、新・拡事業

◀SDGsの観点▶ SDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

◆目標2（飢餓） 1, 2, 3, 13, 14, 17, 18 ◆目標4（教育） 5, 9, 25, 29, 31
◆目標3（保健） 1, 2, 3, 11, 13, 14, 19 ◆目標12（持続可能な生産と消費） 20, 22, 23



第5章 計画の推進

■「家庭」を基本として、「保育園、幼稚園、学校」、「地域団体、ボランティア団体」、「生産者・食品関連事業者」、「企業」、「行政」が連携を強化しながら、地域社会全体で一体的な食育の取組を推進

■宇都宮市食育推進会議：教育や医療等の関係団体や公募委員で構成される会議において、意見交換や情報交換等を実施し、連携の強化を図り市全体で食育を推進

■食育推進検討委員会：庁内関係部署から構成され、関係部署が連携を図りながら施策事業を実施

○宇都宮市食育推進会議条例

平成18年 3 月24日

条例第14号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○宇都宮市食育推進会議規則

平成18年 3月24日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市食育推進会議条例(平成18年条例第14号)第4条の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 食育の関係団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

3 食育推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

4 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 食育推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 食育推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令3規則28・令3規則37・一部改正)

(関係人の出席)

第4条 食育推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

(会議の特例)

第4条の2 第3条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁

的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を食育推進会議の各委員に回付し, 賛否を問い, 食育推進会議に代えることができる。

- 2 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は, 前項の場合について準用する。この場合において, 第3条第2項中「食育推進会議は」とあるのは「食育推進会議の審議は」と, 「出席しなければ開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ, 成立しない」と, 同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と, 前条中「関係人の出席を求め, その」とあるのは「関係人の書面又は電磁的記録による」と読み替えるものとする。

(令3規則37・追加)

(庶務)

第5条 食育推進会議の庶務は, 保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか, 食育推進会議の運営について必要な事項は, 会長が食育推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月10日規則第28号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月21日規則第37号)

この規則は, 令和3年12月22日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則又は要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開又は非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前まで

に、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、法令、国又は県の指針等に別段の定めがある場合又は会議を緊急に開催する必要性が生じた場合は、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政総務課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。